

大阪地方最低賃金審議会

第324回総会

議事録

平成29年度

大阪地方最低賃金審議会

第324回総会議事録

1 日 時

平成29年8月22日（火）午前10時00分～同10時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室C

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、表田委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、北畑委員、中井委員、福西委員

（使用者代表委員）

西田委員、平岡委員、吉田（博）委員

（事務局）

田畑局長、小島労働基準部長、田中賃金課長、佐渡主任賃金指導官、小松賃金指導官、

田村賃金指導官、林最低賃金係長、福谷賃金主任

4 審議事項

大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

(開会 午前10時00分)

佐渡主任

ただ今から大阪地方最低賃金審議会第324回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員3名の計13名の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについてご報告申し上げます。

なお、公益を代表する立見委員、労働者を代表する上山委員、使用者を代表する中野委員、古谷委員、吉田豊委員は本日、所用のためご欠席でございます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

皆様、おはようございます。

それでは、議事の大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出についてに入ります。

事務局からご説明をお願いいたします。

田中課長

それでは、異議申出の内容につきまして、事務局からご説明いたします。

本年8月3日、大阪地方最低賃金審議会が行った平成29年度大阪府最低賃金についての答申、この答申に対する意見提出の公示を行ったところ、関係労働者等から211件、関係使用者から1件の異議申出書が、大阪労働局長宛てに提出されております。

異議申出書の原本は、全て公益委員の後ろのテーブルに置いております。

異議申出の内容が共通のものについてはまとめてご報告させていただきます。

初めに、関係労働者等から提出された異議申出についてご紹介いたします。

本年8月8日に個人労働者から、8月16日に守口市職員労働組合から、8月18日に全大阪労働組合総連合をはじめとする関係労働組合209団体から異議申出書が提出されております。

時間の関係上、全てをご紹介できませんので、主要な事項についてご紹介させていただきます。

資料1-1、全大阪労働組合総連合からの異議申立書をご覧ください。主要事項といたしまして3点ございます。

1点目、最低賃金額は月額・日額表示も行うこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額1万2,000円、月額24万円に引き上げること、2点目、全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額1,000円、日額8,000円、月額16万円とすること、3点目、審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うことといった内容となっております。

異議申出に至った背景、主な理由としましては、本年6月に発表された2015年国民生活基礎調査結果では、所得が年額100万円以上200万円未満の層は13.4%であり、貯蓄がない世帯が全世帯の14.9%、母子家庭では37.6%を占めるなど、働く貧困層の拡大は深刻となっている。

今回の意見陳述では、堺労連での生計費調査結果に基づいて1,287円が必要であることを明ら

かにしている。

学校歯科治療調査では、大阪府内の小中高等学校の学校歯科健診で治療が必要とされた児童のうち65.3%が受診していない。

貧困と格差が拡大する大阪で、ワーキングプアをなくし貧困の連鎖を断ち切るためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

答申された時間額909円では、月150時間、年間1,800時間相当働いても年額163万6,200円、ワーキングプアの水準とされる年収200万円には遠く及ばない金額であり、最低賃金法の目的である労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展につながらない。

また、体力のある大手企業であっても、違法性がないことを理由に最低賃金と同額でスタッフを募集し、低賃金労働者をつくり出している。

大阪の公務職場31自治体が昨年度の最低賃金額引上げに関する影響を受けたという調査結果があり、多くの非常勤職員が最低賃金付近に張り付いた金額で労務についていることがうかがえる。

2010年の雇用戦略対話で、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指すといった内容の政労使合意が行われており、この合意が2020年までの目標として設定されていることから、その履行に向けた計画的な引上げが求められ、雇用戦略対話合意に基づき早急に時間給1,000円に引き上げるべきである。

加えて、最低賃金の引上げが円滑に実施できるような使いやすい具体的な支援策を拡充させ、最低賃金引上げに向けた経営環境の整備を行うべきであるという趣旨のことが述べられております。

なお、今申し上げた内容のほか、資料1-2、大阪医療労働組合連合会からの異議申出書には、医療現場では看護師の賃金の地域間格差が大きく、最低賃金の低い地方では、看護師の賃金も低く、人手不足による医療過疎化が進んでいる。介護職場では介護労働者が最低賃金かそれに近い低賃金で勤務しており、若者が介護職を職業として選択しなくなり、深刻なマンパワーの不足が生じている。他産業と比べ、低賃金の医療・介護業界では最低賃金の引上げが喫緊の課題として望まれていることについて言及されています。

また、関係労組に加入する郵政、公務、保育、生協等といった職場からは、正社員との大きな賃金格差の問題、そしてパート労働者、とりわけ女性労働者について、低賃金のため生活費、教育費を捻出するためには長時間労働、あるいはダブルワーク、トリプルワークで働かざるを得ないといった厳しい現状、将来への不安を訴え、生計費原則に基づいた審議の要望、生活できる時間額1,500円の実現、早急に当面は時間額1,000円以上に引き上げるべきであるとの意見が申し述べられていることについても、併せてご報告申し上げます。

続きまして、関係使用者からの異議申出についてご紹介します。

資料1-3をごらんください。

8月18日に一般社団法人大阪タクシー協会から異議申出書が提出されております。

異議申出の趣旨といたしましては、大阪府最低賃金額は、平成19年度から11年連続の大幅引き上げであり、これは最低賃金法第9条で規定する事業の賃金支払能力を全く無視したもので、誠に遺憾と言わざるを得ない。

今回の引上げ幅は政府の成長戦略に配慮したものとなっているが、中小企業の実態を全く顧みないものである。

賃金の引上げが実現され、経済が発展するとともに、府民生活がより豊かになることは当業界においても強く願望するものであるが、賃金引上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものである。

現在、大阪のタクシー業界においては、改正タクシー適正化・活性化特措法により、更なる労働条件改善に努力しているところ、この度の大幅な最低賃金の引上げは、法の目的にある労働条件改善の取組におけるこれまでの成果が水泡に帰することにつながりかねないと危惧している。このため、答申された大幅な最低賃金の引上げ額については再考をお願いしたいというものです。

関係使用者から出された異議申出は以上でございます。

それでは、ただ今から異議申出に係る諮問を行います。

会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する。)

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配布する。)

小松指導官

それでは、お配りしております諮問文の写しを読み上げます。

大労発基0822第1号

平成29年8月22日

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 田畑一雄

大阪府最低賃金の改正決定に関する大阪地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
(諮問)

本年8月3日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第12条による異議の申出があったので、同条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

ただ今異議申出の取扱いについての諮問を受けましたので、審議に入ります。

本件をどのように取り扱うべきかのご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

井尻委員

先ほど事務局から異議申出内容をご説明いただきましたけれども、特に労働団体から頂きましたご意見、思いということに関しては、我々の審議会メンバーにおいても同感であります。

最近の統計資料を見ますと、少しずつ消費も拡大しておりまして、経済の自立的成長や好循環に向けてという観点からすれば、最低賃金ということはダイレクトに効いてまいりますので、賃金の底上げ、底支えの観点からも、大変重要だというふうに認識をしております。

私たちは絶対額の水準という形でいえば、リビングウェッジということで990円以上、そして誰

もが1,000円に早急に到達しなければならないというふうに思って今審議会に臨んでまいりましたが、限られた時間の中で、最低賃金のあるべき水準ということで、絶対額の議論において前進が図れたということや時間額表示になって最高となる26円の引上げが図れたこと、そして大阪府域においては29.2万人の底上げが図れたことや中小企業支援施策についても注視をしていくということが確認できたので、非常に限られた時間ではありますが、真摯に議論ができたというふうに考えております。

そういったことで、8月4日に報告がなされました答申どおりの26円引上げの909円でいいと考えております。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

金額改正につきましては、専門部会において3要素を基本として慎重に審議を重ねた結果でありますので、使用者側としては8月4日に報告された8月3日付け答申のとおりだと考えております。

なお、大きな影響が考えられます中小企業等に対し、生産性向上等の支援措置の実効性を高めていくことが必要だということをご内容を今日の内容からも再認識いたしました。これにつきましては答申文の附帯事項として幾つかの対応策を盛り込んでいただきました。これらの着実な実行が重要だと考えております。

服部会長

ありがとうございます。

それでは次に、公益を代表する委員、いかがでしょうか。

水島会長代理

先ほど事務局から異議申出書の内容について説明がありましたが、労働者側からは、時間額909円では月150時間働いたとしてもワーキングプアの水準とされる年収200万円にも及ばないことから、時間額1,500円以上への引上げを求めるとの申出とともに、当面、時間額1,000円に近づけるよう再調査と審議を求めるとの申出がありました。

また、使用者側からは、業界が抱える問題から、大幅な最低賃金引上げは経営の根幹に関わるとして、引上げ額について再考を求めるとの申出を頂きました。

本年の審議では、関係労使等から頂いたご意見、ご要請を念頭に置き、パートタイム労働者、とりわけ女性労働者や若年労働者に配慮し、調査審議を行い、答申にも反映いたしました。

また、中小企業・小規模事業者の厳しい実態も踏まえ、答申文には昨年に引き続き支援策の拡充や利活用の促進など具体的な措置を求める内容を盛り込みました。

ただ今の労働者側委員、使用者側委員のご意見も踏まえますと、ご提出のありました異議申出の内容も当初から含めて審議してまいりましたので、本年8月3日付けの答申どおり決定することが適当

と考えます。いかがでしょうか。

服部会長

ありがとうございます。

ただ今水島会長代理より、本年8月3日付けの答申どおりの決定とすることが適当である旨のご発言がございました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

労働者側委員、また使用者側委員より異議なしのお声を頂戴いたしましたので、総合的に勘案いたしまして、当審議会といたしましては先日の答申どおりという意見ということで進めたいと存じます。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、事務局は答申文案の準備をお願いいたします。準備ができるまでしばらくお待ちください。

田中課長

それでは、準備ができましたので、ただ今から配布をさせていただきます。

(事務局は、答申文(案)を各委員に配布する。)

服部会長

お手元に配られましたのが答申の文案です。事務局で読み上げをお願いいたします。

小松指導官

平成29年8月22日

大阪労働局長 田畑一雄殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

当審議会は、本年8月22日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月3日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

本年8月3日付け答申どおり決定することが適当である。
以上です。

服部会長

ただ今の内容でご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。
それでは、局長に答申を行います。

(会長から答申文を局長に手交する。)

服部会長

事務局から、ほかに何かございませんか。

佐渡主任

それでは、今後の日程についてご説明させていただきます。

ただ今ご審議をいただきました大阪府最低賃金でございますが、今後、官報の手続を経まして9月30日の発効の予定となっております。

そして、明日以降は特定最低賃金7業種の審議に移ります。

明日8月23日から9月下旬をめどに、改正決定の必要性及び金額についての専門部会で審議が行われる予定となっております。

専門部会において、全会一致で議決された場合は、7月11日の第321回総会でご承認いただきました専門部会の審議に関する了解事項のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の決議をもって審議会の決議となるため、審議会開催は省略となります。

一方、全会一致での議決に至らない場合は、同じく専門部会の審議に関する了解事項のとおり、審議会へ報告、あるいは採決となるため、総会の開催が必要となります。

この総会の開催につきましては、11月30日発効を遵守するとした場合には9月29日金曜日が最終期限となります。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。
ただ今の事務局の説明について、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の審議は全て終了いたしました。

なお、議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は井尻委員に、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして閉会といたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

(閉会 午前10時30分)